

小田原寺子屋スクールⅡ 会員規約

(総則)

第1条

小田原寺子屋スクールⅡは、以下の小田原寺子屋スクールⅡ会員規約（以下「本規約」といいます）に従い、「小田原寺子屋スクールⅡ」（以下「本会」といいます）に入会した方（以下「会員」といいます）ならびに青少年に対し、授業および授業に付随することを提供します。

ご入会にあたり、本規約と当スクールの下記ポリシーに同意して頂きます。

小田原寺子屋スクールⅡ ポリシー

1. このスクールでは特に青少年が学び、成長することを第一として大切にします。発言は大事に拾い上げ、深く学べるよう問いかけていきます。
2. このスクールの設立趣旨を大事にして、お互いを尊重し、自由闊達で、学び、気づくことができるための安全・安心な場を提供していきます。
3. 人とつながるための自分を理解する力、相手の立場に立って他者を理解し、尊重する力も大切にします。普段の自分の立場から離れて、相手の立場に対して自分が何を出来るのかを意識します。
4. 一方で、当スクールは純粋なる学びの場です。政治・宗教、ビジネスなどの利害の絡んだお誘い、これに関連したネットワークづくりのための参加はお断りしております。また、受講環境を守るため、会場の中では授業中である無しに関わらず、政治・宗教などの扇動、誘導、相手の意見を聞かない批判、争い等もお断りしております。

(本規約の変更の方法)

第2条

本規約は本会の都合により変更する場合、理事会の承認を経てその変更を行います。また変更された内容は随時本会のホームページに掲載します。

(種別)

第3条 この会の会員は、次の2種とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、運営・実行には直接関与するために入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 運営・実行には直接関与せず、入会金・賛助年会費によって組織を支援するために入会した個人および団体

(入会)

- 第4条 会員の入会について、青少年（小学生高学年、中学生、高校生、大学生、専門学校生など）は特に条件を定めません。大人については、設立当初は2名以上の理事の推薦をもって入会を認めますが、理事会にて決定した年度以降は特に条件を定めません。
- 2 会員として入会しようとするものは、会で定める入会申込書もしくは本会のホームページ（<https://odawara-terekoya2.com>）より、代表理事に申し込むものとします。
 - 3 この会の設立当初の入会金及び年会費は、次に掲げる額とします。
 - (1) 入会金 1,000円（青少年のみ。但し、特例免除をする場合があります。）
 - (2) 年会費（正会員、賛助会員共） 青少年0円，大人5,000円，団体5,000円
 - (3) 団体の年会費は青少年の付き添いの大人の授業参加人数一人を前提に設定し、それ以上の参加人数を要する場合は、別途大人の会費を求めます。
 - 4 代表理事が入会を認めないときは、理事会に諮り、承認を得た上で、理由と共にその旨を速やかに本人に伝えます。
 - 5 入会は随時受け付けます。

(入会金および年会費)

- 第5条 会員は、理事会で別に定める入会金および年会費を納入頂きます。
- 2 期途中入会の年会費は1年分の年会費を開催回数で除し、残りの開催回数で乗じた金額を年会費として納めるものとします。但し金額は十の位を四捨五入します。

(本会のコンテンツについての権利の帰属)

- 第6条 本会のコンテンツは、著作権および肖像権が本会に帰属しています。
- 許可のない転載、流用、複製、配布は禁止とします。録音、撮影等は固くお断りさせて頂きます。

(会員の資格の喪失)

- 第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。
- (1) 本規約を著しく違反した場合
 - (2) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して1年以上年会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、定期的開催する理事会において審議のうえ、これを除名することができます。この場合、その会員が求める場合は理事会審議の前に弁明の場を設けます。

- (1) この会員規約に違反、もしくはポリシーの著しい逸脱をしたとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) この会の運営あるいは活動を妨害するような行為をしたとき
- (4) この会の活動を行うためのモラルを注意しても守らないとき
- (5) この会の活動の安全、安心な場を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、年会費およびその他の抛出金品は、原則として返還しません。

(解散)

第11条 この会が解散する場合は、理事会での承認を経るものとし、活動年度における最終スクール開催回の3か月前までに会員に通知します。

(残余財産の帰属)

第12条 この会が解散したときに残存する財産は、理事会で議決された方法、譲渡先に譲渡されます。

以 上

附則 (令和2年7月22日)

1. この改正規約は令和2年7月22日から実施します。